

【名 称】国家工商総局「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する若干意見」に関する政策解説

【出 所】中国(上海)自由貿易試験区オフィシャルサイト

【発布日】2013.10.04

【全 文】

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設は中国共産党中央委員会、国務院が国内外の全体的な傾向から、国際、国内の2つの局面を統括し、世界の経済貿易発展の新趨勢に適応し、新情勢下で改革開放を推進するための重大な措置、重大な試みである。国家工商総局は国家戦略にしっかりと立脚し、改革意識を強め、勇敢に立ち向かっていく責任感、改革を行うための勇気及び智慧で、大胆に探索するよう上海工商部門を指導すべく、「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する若干意見」(以下「若干意見」という)を出した。

#### 一、「若干意見」の指導思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗を高く掲げ、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観を指針として、国家戦略と緊密にリンクさせながら、思想の更なる解放を図り、先行試行を堅持し、開放により改革と発展を促進し、国際化と法治化要求に合致するクロスボーダー投資と貿易の規則体制を率先的に確立することで、試験区が中国の経済グローバル化に一層溶け込んだ重要媒体となり、中国経済のグレードアップを図る。

#### 二、「若干意見」の全体目標

2、3年の改革試験を経て、政府機能転換を加速化し、政府管理方式を改革、革新する。登録資本引受登記制及びその他の登記制度の試行により、市場主体参入に対する規制を更に緩和し、参入ハードルを引き下げ、商業経営環境を最適化し、市場主体発展の加速を促す。監督管理制度の改革により、監督管理方式を更に変更しながら、信用による監督管理を強化し、監督管理上の協働を促し、監督管理機能を向上させる。市場主体の情報公開の強化により、社会による監督を更に拡大し、社会の共同管理を促進し、各種市場主体の創造力を引出し、経済発展の内生的動力を増強し、経済社会の持続的且つ健全な発展を促す。営業許可証の様式簡素化により、工商登記と商事登記制度の改革をリンクさせるという要求を貫徹し、国際慣例と足並みを揃えるべく急ピッチで進めて行く。

### 三、「若干意見」の政策解説

「若干意見」は工商の行政管理職能に立脚し、試験区としての機能位置づけと併せて、商業経営環境の最適化、行政効率・機能の向上、市場秩序維持の3つの方面から9つの措置に関する若干意見を出した。主な内容は以下の通りである。

#### (一) 工商登記制度改革を試行し、試験区の商業経営環境の最適化を行う

この部分については、関係部門と十分に話し合い、調整し、広東省の一部地区の商業登記改革経験をもとに、総局の工商登記制度改革の統一手配と併せて、4つの措置を打ち出している。具体的内容は以下の通りである。

1. 登録資本引受登記制を試行する。法律、行政法規で会社の登録資本の払込登記について別途規定がある場合を除き、その他の会社は登録資本引受登記制を試行する。引受登記制を試行した後、工商部門は会社の登録資本を登記し、会社の払込資本は登記しない。法律、行政法規、国務院で特定業界の登録資本最低限度額について別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本3万元、一人有限責任会社の最低登録資本10万元、株式会社の最低登録資本500万元の規定を取り消す。初回出資額及び比率、現金出資比率、出資期限を制限しなくなる。本措置により、投資者が「1 人民元」の登録資本で会社を設立するという願望が実現され、参入ハードルが更に引き下げられたことは、試験区の投資環境の改善、会社制企業の発展の新活力の引き出しに有益となり、工商登記改革における「参入緩和」の理念を十分に体现している。

2. 「営業許可証取得後の許可取得」登記制度を試行する。法律、行政法規、国務院の決定で定める企業登記事前許可事項を除き、試験区内企業は工商部門へ営業許可証を申請した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。企業が許可経営項目を行う必要がある場合、具体的には以下の2つの状況に分けることができる。1、経営項目が企業登記事前許可事項に該当する場合、許可証又は許可文書を取得した後に、工商部門から営業許可証を受領する。2、その他の経営項目の場合、営業許可証を取得後、主管部門にて関連の許可証又は許可文書を申請してからでなければ、当該項目の経営活動を展開できない。「営業許可証取得後の許可取得」登記制度の試行によって、企業が先ず主体資格を取得してから、営業許可証により営業

資格を申請するようにすることで、長年に亘り企業を苦しめてきた「鶏が先か、卵が先か」という問題の効果的解決につながる。この措置は、「審査許可難」という苦境を打開し、市場主体参入のハードルを更に引き下げ、各部門における行政審査許可制度の改革を着実に進めていくことに有利となる。

3.「年度報告公示制」を試行する。試験区内では、企業年度検査制度から企業年度報告公示制度への変更を試行し、従来の事前審査許可重視から中間過程、事後の監督管理を重視する政府管理に変更する。企業は年度毎の所定期限内に、市場主体信用情報公開システムを通じて工商部門へ年度報告を送付した上で、社会に対し公表しなければならず、如何なる法人及び個人も照会を行うことができる。企業は年度報告の真実性、適法性について責任を負う。同時に経営異常名簿制度を構築し、市場主体信用情報公開システムを通じて所定期限に年度報告を公表しなかった企業を記載する。健全な企業の公開制度を確立することで、有効的に登記機能を本来の姿に戻し、国際規則に合致する情報公開体制を整備し、社会信用体制構築を進めるための重要媒体となる。「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」の規定に基づき、試験区内の企業年度報告公示方法は別途制定する。

4.外商投資広告企業プロジェクト届出制を試行する。国際通用規則を参考にして、外商投資に対して参入前の内国民待遇を試行することは、中国(上海)自由貿易試験区建設において重要な事柄である。「外商投資産業指導目録」(2011 年改正)においては外商投資広告企業を禁止又は制限類の業種とはしていないため、外商投資広告企業に対する制限を取消すことは大勢の赴くところである。管理方式を変更するための 1 つの有益な試みとして、「若干意見」では外商投資広告企業プロジェクトの届出制を試行し、外商投資広告企業に対する参入制限を全面的に撤廃し、広告業務経営を申請した外商投資企業に対して参入前の内国民待遇を試行し、投資者の主体資格、広告経営実績の条件制限を取消し、投資者の成立、運営の年数要求を取消し、外商投資広告企業が分支機構を設立する際の登録資本及び広告実績方面の要求を取消した。手続き時、試験区内の外商投資広告企業のプロジェクト審査許可及び分支機構の審査許可を届出制に変更する。

(二)企業設立の手順を最適化し、試験区の登記効率・機能を向上させる

この部分の内容は、試験区の登記効率・機能を向上させることを出発点として、登記権限の委譲、許可証様式の統一、工商によるワンストップ受理という 3 つの方面から、行政審査許可制度改革を更に推し進め、まねることのできる、普及させることのできる試験区の政策形成に力を

注ぐ。

5.試験区の工商部門に外資登記管理権を付与する。試験区設立後、工商部門が機関の設置を調整し、既存する総合保税区分局の看板を自由貿易試験区分局に調整する。「区内の事は区内で済ませる」ことを実現し、試験区内企業が登記手続きを行う際に便宜を図るべく、「ワンストップ受理」業務体制の需要と併せて、国家工商総局は試験区の工商部門に外商投資企業の認可登記権を付与し、自由貿易試験区分局が上海市人民政府及びその授権部門(即ち、試験区管理委員会)により審査許可(届出)をされた外商投資企業の登記登録と監督管理を行う。

6.試験区内では企業設立の「ワンストップ受理」を実行する。試験区の申請対象に便宜を図り、政府の行政効率・機能を向上させるために、試験区内では、企業設立の「ワンストップ受理」を試行する。「ワンストップ受理」とは工商部門が工商、試験区管理委員会(即ち、授権を受けた外資審査許可又は届出部門)、品質技術監督及び税務部門の申請資料を統一的に受取り、部門間のバックグラウンドプロセスを通じて審査許可又は届出手続きを完成してから、「ワンストップ受理」窓口が統一的に申請者に対して各種の審査許可結果文書又は証書を発給することを指す。企業は中国上海のポータルサイト(www.shanghai.gov.cn)又は試験区総合サービスホールにおいて申請を提出し、各関連の職能部門が登記申請に対して審査を行い、このうち、工商部門が3営業日以内に登記について決定する。品質技術監督、税務部門は工商部門が認可決定をなした日より1営業日で証書を発給する。内資企業及び外商投資参入特別管理措置表(ネガティブリスト)以外の外商投資企業は4営業日以内に営業許可証、機関コード証、税務登記証等を含む各種の証書を取得することができる。

7.新営業許可証の様式を試行する。試験区の各試行措置とマッチングさせ、試験区の先行試行の効果を顕著に出すために、「若干意見」では営業許可証の様式を簡素化し、区内外の企業を区別する。本条の若干意見には具体的に以下の2つの内容が含まれる。一つ目は許可証様式を簡素化する。国際的に通用する証書様式を参考にして、許可証の記載事項、色、字体等の面で区外企業と区別することである。二つ目は許可証様式を統一することである。「農民專業合作社法人営業許可証」、「個人事業主営業許可証」以外の営業許可証は一つの様式、即ち、「企業営業許可証」で統一する。試験区の営業許可証は試験区に登録した会社及びその分支機構、非会社企業法人及びその分支機構、個人独資企業及びその分支機構、パートナーシップ企業及びその分支機構、中外合作非法人企業、外国(地区)企業による中国国内での生産経営活動に適用する。会社の払込資本を営業許可証に記載しないことを除き、その他の各種企業の営業許可証への記載事項は従来通りとする。

### (三)市場主体監督管理方式の転換、試験区の市場秩序の擁護

工商登記制度改革では行政管理の理念を従来の事前審査許可重視から中間過程及び事後の監督管理重視に変更することを強調している。このため、この部分は信用体制構築と監督管理方式革新の2つの方面から「管理を厳格に行う」という理念を体現する。

8.信用情報公開を強化し、信用制約メカニズムを整備する。工商部門の既存の経済戸籍データベースを基礎とする市場主体信用情報公開システムを試験区において率先的に構築する。このシステムを通じて、工商部門は市場主体の登記、届出、監督管理情報を公開する。企業は規定に基づき、年度報告、資質・資格取得の許可情報を公開する。工商部門は抜き取り検査により年度報告内容に対して監督管理を行い、年度報告情報の真実性及び正確性を高める。同時に、経営異常名簿に記載された企業、違法記録のある市場主体及びその関連責任者に対し、工商部門は的確な信用監督管理措置を講じ、「一旦違法となった場合、至る所で制限を受ける」状態にし、企業の信用喪失に伴うコストを増やすことで、企業が法律を守って経営し、社会信用体系の構築を推し進めるよう促す。

9.市場監督管理方式の革新を行い、行政法執行水準を向上させる。試験区の実情と併せて、国際投資及び貿易規則体系に適應した市場主体監督管理方式の構築を探索し、工商部門の市場監督管理及び行政法執行を強化する。集中、統一された市場監督管理総合法執行体系の構築を探索し、部門間の調整、協力を強化し、各監督管理部門における職能分業及び協力体制を更に明確にし、監督管理の効率・機能を向上させ、統一的で開放的な、公平で誠実な、秩序ある競争を行える市場環境作りを共同で実施する。